

## 参考資料②

### 日光市立図書館資料寄贈・寄託内規

日光市立図書館資料収集要綱に基づき、寄贈・寄託による資料の受け入れについては、下記のとおりとする。

#### 1 寄贈

##### (1) 寄贈可能な図書

###### ア 郷土資料

(ア) 日光や近隣市町村・栃木県に関する図書

(イ) 日光市出身の方や日光市にお住まいの方が著した図書

###### イ 図書館に所蔵していない資料

(ア) リクエストや予約が多い人気図書や、最近出版された図書

###### ウ その他、館長が必要と認める資料

##### (2) 寄贈資料の条件

###### ア 汚損・破損のないもの（切り取り、変色等）

###### イ 書き込みのないもの（落書き、氏名等）

###### ウ その他、図書館資料としてふさわしい資料

##### (3) 取扱いの一任

ア 館長は、寄贈者に対し、寄贈資料の取扱いについて一任を取り付けるものとする。

#### 2 寄託

##### (1) 寄託可能な図書

###### ア 寄贈図書と同様とする。

イ 寄託しようとする者は、図書館長と条件等充分に、協議するものとする。

#### 附則

この内規は、平成22年4月1日から施行する。